

定 款

ジェイレックス・コーポレーション株式会社



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ジェイレックス・コーポレーション株式会社と称し、英文では、J-REX Corporation Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の所有、売買、交換、賃貸借、管理及び鑑定
- (2) 不動産の売買及び賃貸借の媒介
- (3) 建築物の設計及び工事監理
- (4) 建築工事、内装外装工事、土木工事の請負
- (5) マンション、ビル等の総合管理及び運営業務
- (6) 信託受益権の保有及び売買
- (7) インターネットを利用した不動産に関するマーケティング、コンサルティング及び各種情報提供サービス並びに広告の企画、制作及び販売業務
- (8) WEBサイトの企画、開発、運営
- (9) クラウド型アプリの企画、開発、運営
- (10) 家具、インテリア、建物設備機器の販売及び仲介
- (11) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (12) トランクルーム、コンテナの賃貸
- (13) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、13,950,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会資料の電子提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会等

(員数)

第18条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という）は8名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
- 3 取締役会招集の通知は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合について、当該提案につき取締役（当該提案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

- 2 会社法第 361 条第 1 項に掲げる事項は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定めなければならない

(執行役員)

第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

- 2 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員規程に基づくものとする。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役又は使用人である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第29条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の権限)

第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

3 補欠により選任された会計監査人の任期は、退任した会計監査人の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附則

第1条

1. 変更前定款第13条の削除及び変更後定款第13条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

履歴

平成 14 年 10 月 4 日	有限会社定款作成
平成 14 年 10 月 4 日	公証人認証
平成 14 年 10 月 8 日	有限会社設立
平成 15 年 9 月 12 日	組織変更株式会社定款制定
平成 15 年 10 月 8 日	一部改定（本店所在地渋谷区から新宿区 議事録は 10 月 1 日移転）
平成 17 年 7 月 6 日	一部改定（本店所在地新宿七丁目から新宿六丁目 議事録は 4 月 1 日移転）
平成 18 年 10 月 23 日	一部改訂（会社法）
平成 18 年 11 月 15 日	一部改訂（目的）
平成 20 年 1 月 30 日	一部改訂（発行可能株式総数）
平成 23 年 4 月 30 日	一部改訂（事業年度、取締役任期、監査役任期）
平成 24 年 4 月 30 日	一部改訂（事業年度）
平成 27 年 9 月 30 日	一部改訂（監査等委員会設置、会計監査人設置）
平成 28 年 1 月 7 日	一部改訂（株券不発行会社）
平成 28 年 10 月 1 日	一部改訂（株主名簿管理人設置）
平成 28 年 12 月 20 日	一部改訂（取締役の責任免除、執行役員）
令和 2 年 9 月 30 日	一部改訂（目的変更）
令和 3 年 12 月 3 日	一部改訂（目的変更、広告法帆の変更、発行可能株式総数の増加等）
令和 4 年 9 月 29 日	一部改訂（電子提供）